

募集店舗①

京都府京都文化博物館ろうじ店舗出展者の募集について（要綱）

公益財団法人京都文化財団

1 募集の目的

京都府京都文化博物館は、1階に江戸時代末期の京の町家を復元したろうじ店舗を設け、町家の建築美の一端に触れながら、来館者の皆様にお食事やショッピングを楽しんでいただいております。

当財団では、京都府京都文化博物館ろうじ店舗西側において、積極的に京都文化の情報発信を行える飲食店1店舗を募集します。

2 店舗運営条件等

(1) 応募資格

次の各条件を満たす個人又は法人

- ア 京都文化博物館1階のろうじ店舗西側において店舗の運営ができること。
- イ 京都文化博物館の運営に積極的に協力していただけること。
- ウ 一年を通じて安定して誠実に運営できること。
- エ 府内において店舗等の運営実績があること。
- オ 京都文化博物館にふさわしい店舗環境をつくること。
- カ 府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- キ 京都府から指名停止の措置を受けていないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等との関係を有していないこと。

(2) 契約

公益財団法人京都文化財団と賃貸借契約を締結する。

(3) 店舗設置場所（1店舗）

京都文化博物館本館ろうじ店舗西側店舗

* 別紙図面を参照のこと。

(4) 契約面積

40.248m²

(5) 賃貸料等（現行）

ア 賃貸料（月額、税込）

- | | | | |
|-------|---------------------------|--------------|------------------------------------|
| ①売上月額 | 1,219,000円まで | 114,035円（税込） | 最低賃貸料（3.3m ² あたり8,500円） |
| ②売上月額 | 1,219,000円を超え3,049,000円まで | | 売上額の10% |
| ③売上月額 | 3,049,000円を超え6,098,000円まで | | 3,049,000円を超える額の4%を②に加算 |
| ④売上月額 | 6,098,000円を超えた場合 | | 6,098,000円を超えた額の5%を②③に加算 |

イ 共同管理費（月額、税込）

契約面積： 3.3 m²あたり 4,000 円 **53,663 円（税込）**

ウ 電気料金

個別メーターにより計測し別途実費請求

エ 保証金

1, 4 4 0, 0 0 0 円（予定）

(6) 営業日・営業時間等

休館日【毎月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日及び年末年始）を除く毎日、ただし臨時開館日あり
営業時間については相談により決定（博物館の開館時間は 10:00～19:30）

(7) 運営者の選考

公益財団法人京都文化財団（京都文化博物館）において、応募申込書類を総合的に審査し、決定する。

(8) 貸付契約の条件

ア 運営者は各種損害賠償保険に加入すること。

イ 運営者は貸付期間中、貸付物件を店舗以外の用途に使ってはならない。

ウ 運営者は貸付期間中、貸付物件について修繕等の行為をしようとするときは、書面により、京都文化財団の承認を受けなくてはならない。

エ 運営者は、貸付物件を他の者に転貸し、または担保に供してはならない

オ 京都文化財団は、次の場合、貸付契約の解除、または変更をすることができる。

① 運営者が貸付契約条件に違反したとき。

② 貸付期間中であっても、京都文化財団において貸付物件を使用する必要性が生じたとき。

カ 貸付契約を解除したとき、または貸付期間が満了したときは、運営者は自己の負担で、京都文化博物館の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、京都文化博物館が特に承認したときはこの限りでない。

キ 運営者が原状回復の義務を履行しないときは、京都文化財団は、運営者の負担において、これを行うことができる。この場合運営者は、一切意義を申し立てることができない。

ク 運営者は、貸付物件の全部または一部に損害を与えたときは、その損害に該当する金額を損害賠償として京都文化財団に支払わなければならない。ただし、貸付物件を原状回復した場合は、この限りでない。

ケ 運営者の自己都合による修繕費等は自己負担とする。

コ 京都文化財団は、貸付物件の維持管理について指示することができる。

3 施設概要等

(1) 施設名等 京都府京都文化博物館

京都市中京区高倉通三条上ル東片町 623 - 1

(2) 施設の状況 ①本館：地階－資料室、収蔵庫、

1階－エントランスホール、ろうじ店舗、ミュージアムショップ、事務室

2階－総合展示室

3階－総合展示室、フィルムシアター

4階－特別展示室

5階－貸展示室（洋室）

6階－貸展示室（和室）

②別館：地階－事務室、整理室

1階－ホール、店舗、金庫棟（店舗、収蔵庫）

2階－講義室、事務室

③利用状況（平成30年度）

・特別展、総合展入場者数 310,813人

・貸展示室入場者数 274,299人

・店舗利用者数 143,215人

合 計 728,327人

4 申込書類

①運営者応募申込書（会社概要添付のこと）

②出店申込書

③事業概要書等 最近2カ年の経営状態がわかる財務諸表等の資料

④府税、消費税又は地方消費税の納税証明書

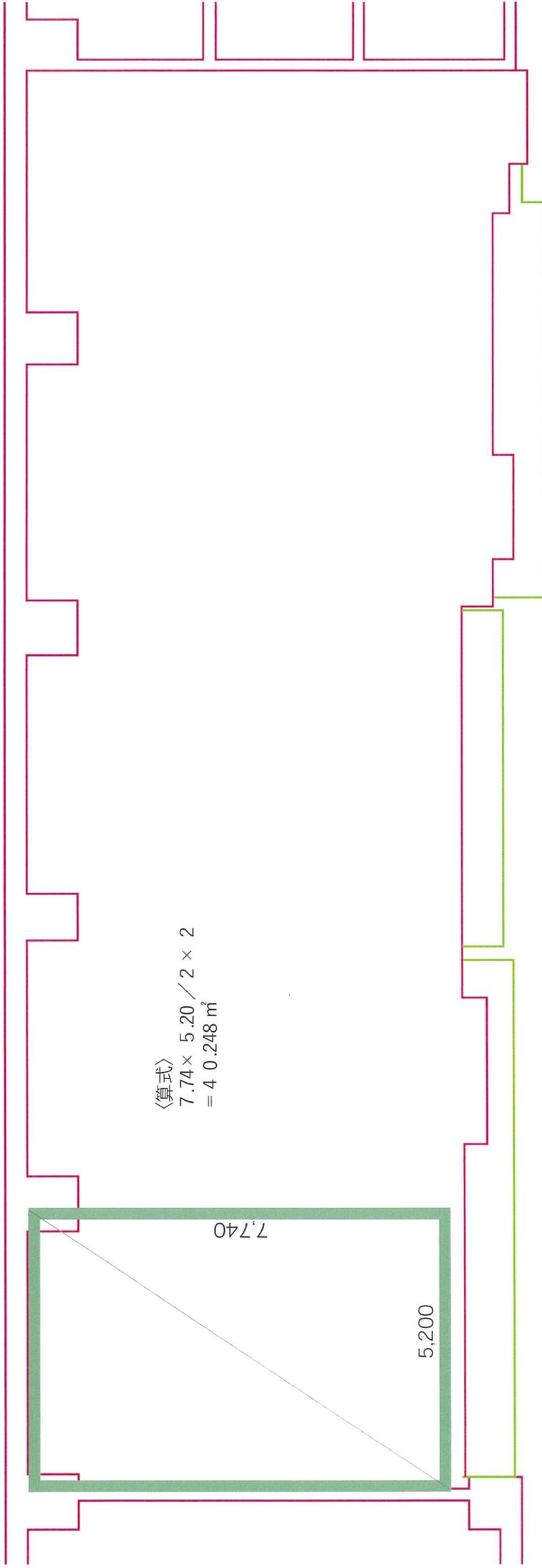
申込書類は京都文化博物館総務課企画事業担当（本館1階）で配布します。

5 書類提出先

京都府京都文化博物館 総務課

〒604-8183 京都市中京区高倉通三条上ル東方町623-1

TEL 075-222-0888 Fax 075-222-0889



店舗名称	契約面積	特記事項	scale
店舗① 物販様	40.248 m ²	柱型を含む。壁面は内法寸法。	1/100

募集店舗②

京都府京都文化博物館別館店舗出展者の募集について（要綱）

公益財団法人京都文化財団

1 募集の目的

京都府京都文化博物館は、1階に江戸時代末期の京の町家を復元したろうじ店舗を設け、町家の建築美の一端に触れながら、来館者の皆様にお食事やショッピングを楽しんでいただいております。

当財団では、京都府京都文化博物館ろうじ店舗西側において、積極的に京都文化の情報発信を行える1店舗を募集します。

2 店舗運営条件等

(1) 応募資格

次の各条件を満たす個人又は法人

- ア 京都文化博物館1階のろうじ店舗西側において店舗の運営ができること。
- イ 京都文化博物館の運営に積極的に協力していただけること。
- ウ 一年を通じて安定して誠実に運営できること。
- エ 府内において店舗等の運営実績があること。
- オ 京都文化博物館にふさわしい店舗環境をつくること。
- カ 府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- キ 京都府から指名停止の措置を受けていないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等との関係を有していないこと。

(2) 契約

公益財団法人京都文化財団と賃貸借契約を締結する。

(3) 店舗設置場所（1店舗）

京都文化博物館本館別館西側店舗

* 別紙図面を参照のこと。

(4) 契約面積

115.502㎡

(5) 賃貸料等（現行）

ア 賃貸料（月額、税別）

- ①売上月額 3,500,000円まで **327,256円（税込）** **最低賃貸料**（3.3㎡あたり 8,500円）
- ②売上月額 3,500,000円を超え 8,750,000円まで 売上額の10%
- ③売上月額 8,750,000円を超え 11,750,000円まで 8,750,000円を超える額の4%を②に加算
- ④売上月額 11,750,000円を超えた場合 11,750,000円を超えた額の5%を②③に加算

イ 共同管理費（月額、消費税別）

契約面積： 3.3㎡あたり 4,000円 154,000円（税込）

ウ 電気料金

個別メーターにより計測し別途実費請求

オ 保証金

4,134,000円（予定）

カ その他

分割使用も可

（6）営業日・営業時間等

休館日【毎月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日及び年末年始）を除く毎日、ただし臨時開館日あり
営業時間については相談により決定（博物館の開館時間は 10:00～19:30）

（7）運営者の選考

公益財団法人京都文化財団（京都文化博物館）において、応募申込書類を総合的に審査し、決定する。

（8）貸付契約の条件

ア 運営者は各種損害賠償保険に加入すること。

イ 運営者は貸付期間中、貸付物件を店舗以外の用途に使ってはならない。

ウ 運営者は貸付期間中、貸付物件について修繕等の行為をしようとするときは、書面により、京都文化財団の承認を受けなくてはならない。

エ 運営者は、貸付物件を他の者に転貸し、または担保に供してはならない

オ 京都文化財団は、次の場合、貸付契約の解除、または変更をすることができる。

① 運営者が貸付契約条件に違反したとき。

② 貸付期間中であっても、京都文化財団において貸付物件を使用する必要性が生じたとき。

カ 貸付契約を解除したとき、または貸付期間が満了したときは、運営者は自己の負担で、京都文化博物館の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、京都文化博物館が特に承認したときはこの限りでない。

キ 運営者が原状回復の義務を履行しないときは、京都文化財団は、運営者の負担において、これを行うことができる。この場合運営者は、一切意義を申し立てることができない。

ク 運営者は、貸付物件の全部または一部に損害を与えたときは、その損害に該当する金額を損害賠償として京都文化財団に支払わなければならない。ただし、貸付物件を原状回復した場合は、この限りでない。

ケ 運営者の自己都合による修繕費等は自己負担とする。

コ 京都文化財団は、貸付物件の維持管理について指示することができる。

3 施設概要等

（1）施設名等 京都府京都文化博物館

京都市中京区高倉通三条上ル東片町 623 - 1

- (2) 施設の状況 ①本館：地階－資料室、収蔵庫、
1階－エントランスホール、ろうじ店舗、ミュージアムショップ、事務室
2階－総合展示室
3階－総合展示室、フィルムシアター
4階－特別展示室
5階－貸展示室（洋室）
6階－貸展示室（和室）
②別館：地階－事務室、整理室
1階－ホール、店舗、金庫棟（店舗、収蔵庫）
2階－講義室、事務室

③利用状況（令和元年度）

・特別展、総合展入場者数	310,813 人
・貸展示室入場者数	274,299 人
・店舗利用者数	143,215 人
合 計	728,327 人

4 申込書類 ①運営者応募申込書（会社概要添付のこと）

②出店申込書

③事業概要書等 最近2カ年の経営状態がわかる財務諸表等の資料

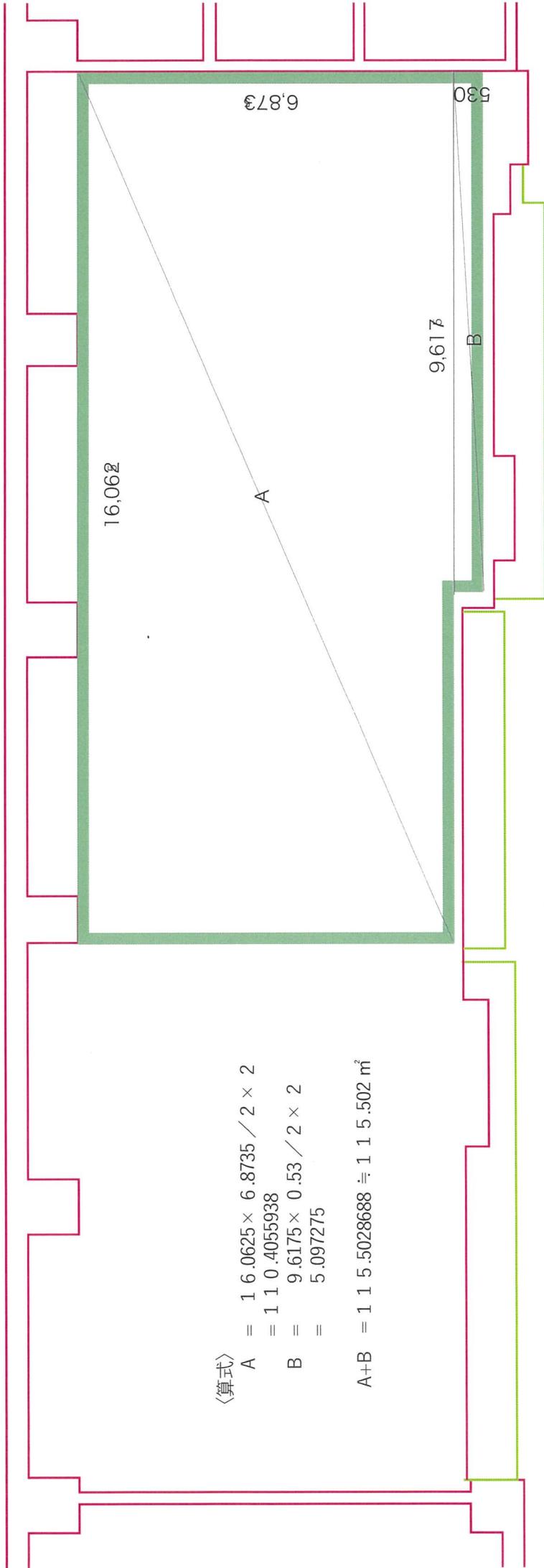
④府税、消費税又は地方消費税の納税証明書

申込書類は京都文化博物館総務課企画事業担当（本館1階）で配布します。

5 書類提出先 京都府京都文化博物館 総務課

〒604-8183 京都市中京区高倉通三条上ル東方町 623-1

TEL 075-222-0888 Fax 075-222-0889



〈算式〉

$$\begin{aligned}
 A &= 16.0625 \times 6.8735 / 2 \times 2 \\
 &= 110.4055938 \\
 B &= 9.6175 \times 0.53 / 2 \times 2 \\
 &= 5.097275 \\
 A+B &= 115.5028688 \approx 115.502 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

店舗名称	契約面積	特記事項	scale
店舗② 物販 様	115.502 m ²	柱型部分を除く。壁面は内法寸法。内障子部分を除く。	1/100